

質問回答書 (5月21日公表分)

No.	資料名称	頁	該当箇所					意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目	号		
例	公募設置等指針	12	第2	2	(3)	ウ	(7)	(簡潔に記載すること)	
1	公募設置等指針	8	第1	3	(1)			周辺道路や駐車場の改修整備予定についてご教示ください。	駐車場の修繕等は計画しております。 現時点では、周辺道路の改修は予定しておりません。
2	公募設置等指針	8	第1	3	(1)			公募対象箇所周辺駐車場について、通常時・イベント時それぞれの利用区分、優先権、他施設利用者との調整方法をご教示ください	通常時は、一般公園利用者への供用としてください。 イベント時の運用の仕方については、都度本市と協議に基づき、本市が判断いたします。
3	公募設置等指針	8	第1	3	(1)			イベント時における臨時駐車場の利用条件、一時的な有料化の判断基準、交通誘導員配置に関する市の考え方を教示ください	イベント規模に応じて、公園管理者と協議して、河川敷臨時駐車場の利用判断を行います。その際、利用者の安全面を踏まえ、有料化や交通誘導員配置等の措置を調整いたします。
4	公募設置等指針	8	第1	3	(1)			公募対象施設の来訪者専用駐車場として、一定台数を実質的に運用できる想定かどうか、ご教示ください	通常時は、一般公園利用者への供用と同様の運用としてください。
5	公募設置等指針	9	第1	4				DBと特定公園施設の区分について、敷地造成、給水、雨水、汚水、電気(照明含む)、植栽はDBで良いか?	特定公園施設に付随する施設は、特定公園施設の費用区分となります。 付随施設には園路排水、園路照明等が含まれます。
6	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			旧管理棟について、現時点で市が把握している不具合箇所・修繕必要箇所の一覧、ならびにそのうち市負担と事業者負担の整理が分かる資料があればご提示いただけますでしょうか。	旧管理棟調査報告書で確認できる範囲を把握しております。建物を利活用いただく上で、耐震補修及び老朽化補修に該当しない修繕は事業者負担となります。なお、指針P12に記載する市が発注する別途業務は、提案事業者と協議の上、発注いたします。
7	公募設置等指針	12	第2	2	(1)			排水量に応じて浄化槽規模を協議するとされていますが、現時点で市が想定する基準条件、設計条件、ピーク時の考え方があればご教示ください	浄化槽規模についてはJIS-A-3302により算定していますが、建築物の使用状況、類似施設の使用水量その他の根拠資料等に基づいた算定方法による提案も可能です。
8	公募設置等指針	17	第2	3	(1)			雨水排水および汚水放流に係る河川管理者協議について、現時点で市が実施済みの協議内容、また事業者側に求められる追加協議事項をご教示ください	現況の雨水排水および汚水放流は要求水準書(P14, 15, 17, 18)に示すとおりであり、本事業にあたって雨水排水等に関する新たな協議は行っていません。
9	公募設置等指針	21	第3		(4)			工事監理及び建設業務に関する物価変動への対応の考え方を教示ください。	5月7日公表の設計施工一括請負仮契約書(案)P16(第40条)に示しています。

No.	資料名称	頁	該当箇所				意見・質問の内容	回答
			章	節	項	目号		
10	公募設置等指針	25	第4	3	(2)	2)	指定管理者以外の持ち込みイベントに関しては、イベント主催者に対して使用料とは別に手数料を徴収してもよいか？	都市公園における施設利用に関しては、条例に基づく使用料の徴収が原則となるため、使用料とは別に手数料を徴収することは想定していません。 一方で、自主事業の一環として指定管理者がイベント主催者に対して、任意サービスを提供する場合には、当該サービスの対価として費用を徴収することは考えられます。なお、指定管理者が自主事業を実施する場合は当市と協議した上で実施してください。
11	公募設置等指針	42	第7	1			(許認可取得などは認定計画提出者負担となっているが) 本事業に必要な許認可および関係機関協議について、行政としての支援範囲(事前調整、協議同席等)の想定があればご教示ください。	許認可取得などは認定計画提出者負担とする前提の上で、事業を円滑に進めるために必要な本市による支援は協議の上判断いたします。
12	整備関連要求水準書	9	第2	3	(1)		公募対象公園施設(旧管理棟利活用)の整備内容に応じてピーク時の汚水排出量が標準規模(144人槽)を超える可能性がある場合、超過負担の判断に用いる算定前提(来場者数の設定根拠・施設用途別の排出原単位等)はどのように定められていますか。また、提案段階において排水量に関する事前協議を行うことは可能でしょうか。可能であれば、協議のタイミングおよび提出すべき資料をお教えください。	前段については、No.7の回答を参照ください。 後段については、事前協議での対応は行いません。